

証券コード 6939  
平成22年2月3日

## 株 主 各 位

千葉県館山市山本1580番地  
ユー・エム・シー・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 李 光 興

### 臨時株主総会及び当社普通株主による 種類株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主（以下「普通株主」といいます。）による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記臨時株主総会参考書類及び普通株主による種類株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年2月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成22年2月18日（木曜日）  
午前10時30分
2. 場 所 千葉県館山市山本1580番地  
当社 第3事務棟1階 多目的室  
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照下さい。)

### 3. 目的事項

#### 【本臨時株主総会】

##### 決議事項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
- 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
- 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件

#### 【本種類株主総会】

##### 決議事項

議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件  
議案の要領は後記「臨時株主総会参考書類」及び「普通株主による種類株主総会参考書類」（3頁～11頁）に記載のとおりであります。

### 4. 招集にあたっての決定事項

#### ◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、臨時株主総会参考書類及び普通株主による種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.umcj.com>）に掲載させていただきます。

# 臨時株主総会参考書類

## 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

### 1. 変更理由

平成21年12月15日付当社プレスリリース「当社株式等に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げておりますとおり、アルファ・ウィズダム・リミテッドは平成21年10月29日から平成21年12月14日まで当社の発行済普通株式（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権等を対象として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成21年12月21日の決済日をもって、同社の完全親会社であり当社の親会社でもあるユニテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション（以下「UMC」といいます。）の保有株式と併せ、当社普通株式899,018株を保有するに至っており、その総株主の議決権の数に対する所有割合は94.8%となりました（平成21年12月21日における当社の発行済株式総数998,140株から当社が保有する自己株式数49,696株を控除した株式数948,444株に係る議決権数を基準に算出しています。）。

アルファ・ウィズダム・リミテッド及びUMC（以下総称して「UMC等」といいます。）は、アルファ・ウィズダム・リミテッドが本公開買付けに係る公開買付け届出書及び平成21年10月28日付プレスリリース等において表明しておりますとおり、UMC等が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得（以下「本完全子会社化」といいます。）することを企図しております。当社といたしましても平成21年10月28日付当社プレスリリース「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等においてお知らせしておりますとおり、本完全子会社化により、当社はより柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、ひいては将来の技術開発、適時・適切な設備投資や経営資源の配分を通して生産能力が強化され、当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供できる好機になると考えております。

以上を踏まえ、当社では以下の方法により、UMC等による当社の完全子会社化手続を行うことといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定め等を新設いたします。
- ② ①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当社は株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式99,890分の1株を交付いたします。この際、UMC等以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。また、割り当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

本議案は、上記事項①を実施するために必要な定款変更をご提案するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点から効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式<br>（発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式<br>総数は、360万株とす<br>る。 | 第2章 株 式<br>（発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式<br>総数は、360万株と<br><u>し、このうち普通株式</u><br><u>の発行可能株式総数は</u><br><u>310万株、第6条の2</u><br><u>に定める内容の株式</u><br><u>（以下「A種種類株</u><br><u>式」という。）の発行</u><br><u>可能種類株式総数は50</u><br><u>万株とする。</u> |

| 現 行 定 款                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会<br/>(新設)</p> | <p>(A種種類株式)</p> <p><u>第6条の2 当会社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式99,890株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第3章 株主総会<br/>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2 第12条乃至第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> |

## 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### 1. 変更理由

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、前記「第1号議案 1. 変更理由②」でご説明した定款変更として、第1号議案による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前述のとおり、UMC等を除く株主の皆様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本議案につきましては、本臨時株主総会に付議するほか、会社法第111条第2項第1号の規定により、本種類株主総会に付議いたします。

### 2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されること、第1号議案に係る定款変更の効力が生じること、本議案が原案どおり承認可決されること並びに本種類株主総会において全部取得条項に係る定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、平成22年3月26日に効力が生じるものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 第1号議案に係る変更後の定款 | 追 加 変 更 案                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)           | <u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付する。</u> |

### 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

#### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の件は、前記「第1号議案 1. 変更理由③」でご説明した全部取得条項付普通株式の全部取得に係る手続として、会社法第171条並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、第1号議案による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

また、当該交付がなされるA種種類株式の数については、取得日（下記「2. (2) 取得日」において定めます。以下同じ。）の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を99,890分の1株の割合といたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前述のとおり、UMC等を除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をUMCに対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に12,500円（アルファ・ウィズダム・リミテッドが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得の対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の当社定款に基づき、取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付するものといたします。

### (2) 取得日

平成22年3月26日といたします。

### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において全部取得条項に係る定款一部変更の件が原案どおり承認可決されること並びに第1号議案及び第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものであります。なお、その他必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

#### 第4号議案 取締役1名選任の件

当社の定款第17条は取締役員数を15名以内と定めており、現在取締役は5名であります。

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本臨時株主総会で選任された取締役の任期は、当社定款第19条の規定により、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(他の法人等の代表状況)                                | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| 黄 明 彦<br>(1965年7月19日) | 1990年2月 黒松社生産管理士                                               | 一株         |
|                       | 1993年3月 台湾トヨタ社財務部原価管理士                                         |            |
|                       | 1998年4月 ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション財務部原価及び予算高級管理士             |            |
|                       | 1999年4月 当社経理部ジェネラルマネージャー代理                                     |            |
|                       | 2002年2月 当社経理部ジェネラルマネージャー                                       |            |
|                       | 2002年4月 当社経理部オフィサー                                             |            |
|                       | 2003年3月 当社取締役                                                  |            |
|                       | 2003年11月 ユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション・アカウントティング・デパートメント・マネージャー |            |
|                       | 2006年3月 同社アカウントティング・デパートメント副部長                                 |            |
|                       | 2008年10月 同社オーディティング・デパートメント部長                                  |            |
|                       | 2009年5月 同社アカウントティング・デパートメント部長(現任)<br>(現在に至る)                   |            |

以上

# 普通株主による種類株主総会参考書類

## 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### 1. 変更理由

本臨時株主総会第1号議案（「臨時株主総会参考書類」3頁～5頁）でご説明申し上げておりますとおり、当社は、より柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、ひいては将来の技術開発、適時・適切な設備投資や経営資源の配分を通して生産能力が強化され、当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供できるようにするために、本完全子会社化を実施することといたしました。

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会第1号議案「1. 変更理由②」でご説明した定款変更として、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、本臨時株主総会第1号議案における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前述のとおり、UMC等を除く株主の皆様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## 2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成22年3月26日に効力が生じるものいたします。

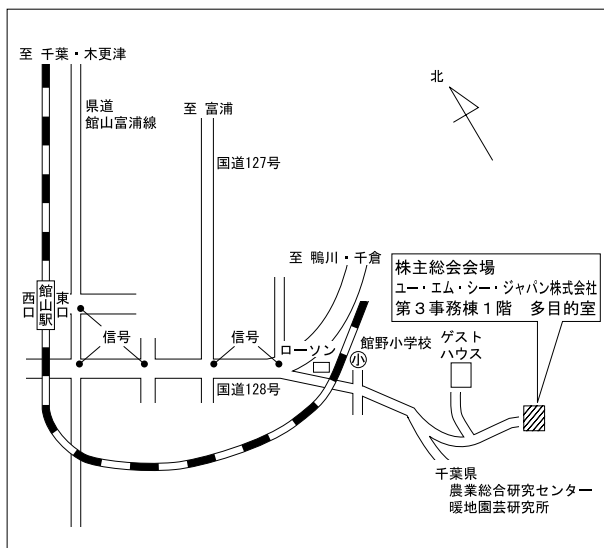
(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 本臨時株主総会第1号議案に係る変更後の定款 | 本議案に係る追加変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                  | <u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社は、当社</u><br><u>が発行する普通株式に</u><br><u>ついて、株主総会の決</u><br><u>議によってその全部を</u><br><u>取得できるものとし</u><br><u>る。当社が普通株式</u><br><u>の全部を取得する場</u><br><u>合には、普通株式の取</u><br><u>得と引換えに、普通株式</u><br><u>1株につきA種種類株</u><br><u>式を99,890分の1株の</u><br><u>割合をもって交付す</u><br><u>る。</u> |

以上

## 株主総会会場のご案内

会場 千葉県館山市山本1580番地  
当社 第3事務棟1階 多目的室  
電話 0470-23-3121



J R 内房線 館山駅下車 車約15分

### 株主の皆様へのお知らせ及びお願い

- ・株主総会当日、J R 館山駅西口よりバスを運行いたしますのでご利用下さい（館山駅発 9時35分）。
- ・株主総会当日において、会場の都合上、会場駐車場に制限がございますのでご了承願います。
- ・株主総会における決議の内容につきまして、ご照会事項がございましたら、当社【総務部】（電話0470-23-3121）まで、ご連絡下さいますようお願い申し上げます。